

福島第一小学校 学校いじめ防止基本方針

福島市立福島第一小学校

1 いじめ防止等に関する基本方針

- (1) いじめは、全ての児童に関係する問題であることに鑑み、いじめは現に起きているという認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめは決して許されないものであることを全ての児童に認識させるとともに、いじめを絶対に許さない学校風土をつくり、いじめ根絶への意識を高める。
- (3) 児童の話をよく聞き、児童がいじめについて訴えやすい関係をつくり、教師と児童、児童同士の信頼関係を構築し、温かな学級経営に努め、児童が安心して学べる環境をつくる。
- (4) 全教育活動において、児童一人一人の個性・よさが発揮される望ましい集団活動を行い、自己有用感や集団への帰属意識の醸成を図る。
- (5) 日頃から児童の観察を行い、些細な変化を見逃さないようにするとともに、教職員間の情報共有を迅速に行い、積極的にいじめを認知し、組織的に対応できるようにする。
- (6) 児童に対して、定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、いじめを早期に発見し、迅速に対応する。
- (7) 家庭・地域・関係機関等と連携し、一体となっていじめ根絶に取り組む。

2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法より】

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等とある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめ防止等のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)

- いじめ防止等を実効的に行うために、「いじめ対策委員会」を設置する。いじめ対策委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となり、委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭とする。必要に応じて、該当学級担任やハートサポート相談員、PTA 代表など、校長が認める者を追加する。
- 不登校重大事態が発生し、教育委員会より学校主体調査の指示があった場合、適切な外部人材を加え、重大事態の調査を行い、調査報告書を教育委員会に提出する。

(2) いじめの未然防止のための取組

- ① 豊かな人間性・社会性を育む体験活動の推進
 - 自然体験、社会体験、地域に学ぶ体験等
 - 異年齢集団や地域の方々との交流体験等
- ② 人権教育及び道徳教育の充実
 - 人権意識の醸成及び高揚を図る人権教室の実施
 - 「生命を尊重する心」「思いやりのある心」を重点とした道徳教育の推進
- ③ 自己有用感を高める特別活動の充実
 - 学級係活動や児童会活動、学校行事等における自己決定と活躍の場
 - 縦割り清掃活動やボランティア活動の推進
- ④ 個に応じたきめ細かな指導の充実
 - 児童が「わかる・できる」楽しさや喜びを実感できる授業の実施
 - SOS の出し方に関する教育の推進
 - 補充的な学習や発展的な学習など個に応じた指導の充実

⑤ 相談体制の整備

- 児童の微妙な変化に気付くための児童と向き合う時間の確保
- 相談しやすい雰囲気づくり（教員、養護教諭、管理職、ハートサポート相談員等）
- 校内、家庭、地域においていじめに気付いた時の速やかな相談・通報の奨励

⑥ いじめに関する校内研修会の実施

- いじめ問題に対する共通理解
- いじめに気付く感性や共感性の向上
- 組織的対応の仕方
- 情報モラルに関する指導の充実 等

⑦ 家庭・地域との連携の強化

- 「学校いじめ防止基本方針」の公表（ホームページへの掲載）
- いじめ問題に関する家庭での話し合いを促す取組

4 いじめの早期発見のための取組

① 日常の観察及び情報収集

- 健康観察、出席状況、授業中の様子、休み時間等の過ごし方 等
- 家庭、地域、関係機関等からの連絡・相談
- 職員の情報交換

レベル1： 学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめを受けたと感じている。（アンケート調査、聞き取り、個別面談、声掛け）

レベル2： 元気がない、学習意欲が低下する、身体的不調を訴える（保健室への出入りの増加）、交友関係が変化する（孤立）、頻繁にいたづらをされる、物がなくなる、欠席・遅参・早退等が増える（不登校傾向）、（組織的対応：学校いじめ対応組織による事実関係把握、被害者の心のケア、加害者への指導、家庭、地域との連携）

レベル3： 不登校、別室登校、身体的損傷（打撲、傷、衣服の汚れ等）暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害（警察・児童相談所・医療・民間団体等関係機関との連携、出席停止等の措置）

レベル4： 自殺未遂、自殺（SC・SSW等専門家の助言に基づいた対応：本人及び家族、児童等、教職員 窓口の一本化：マスコミへの対応）

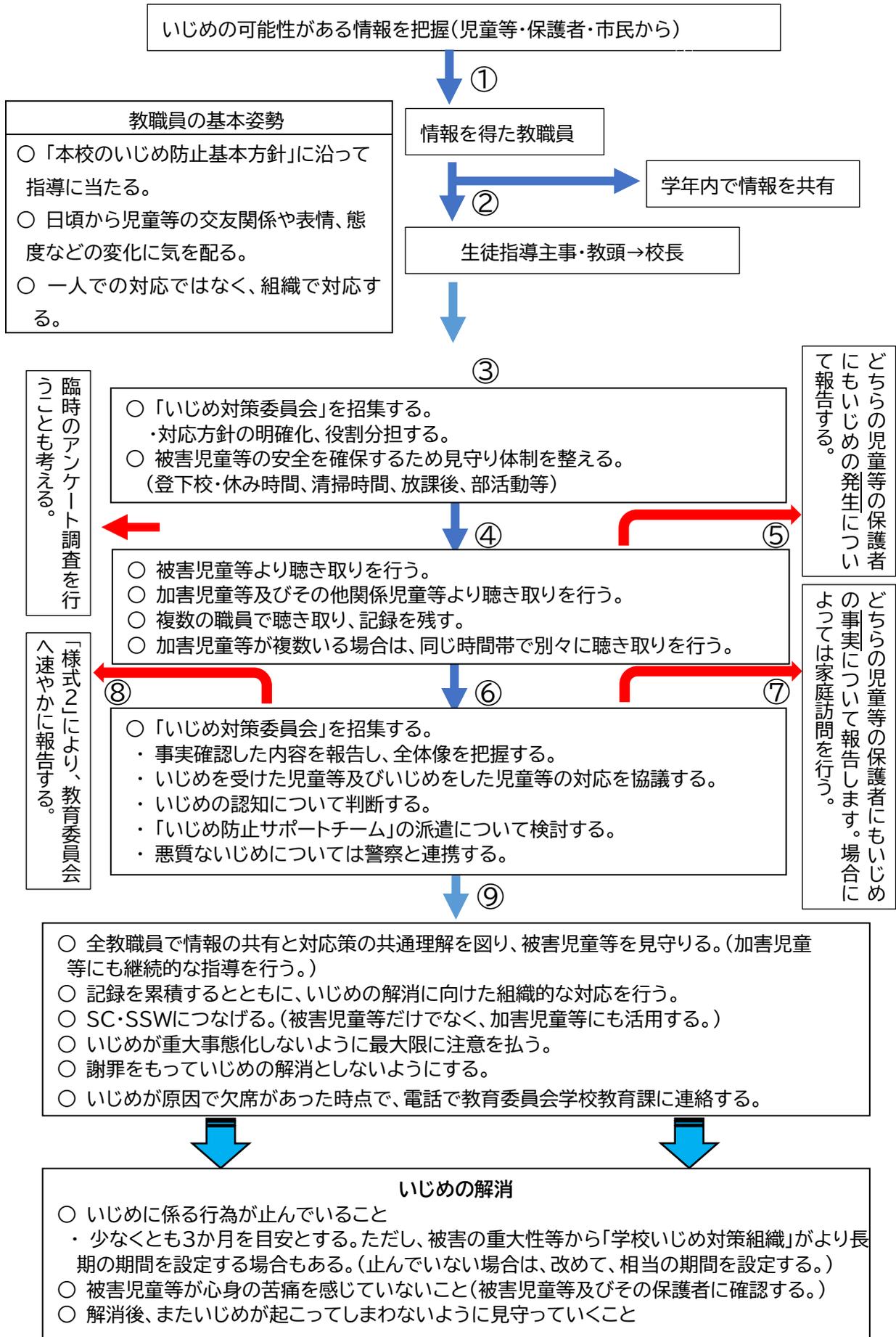
② アンケート調査や教育相談の実施

- 心のアンケート調査（4月・6月・8・9月・10月・12月・2月＋適宜 年6回以上）
- 管理職を含めた複数名によるアンケート結果のチェック
- 調査後の聞き取り及び迅速な対応
- 定期的な教育相談の実施

5 いじめに対する措置

- (1) いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害児童等の保護を優先する。
- (2) 対応の第二歩としては、被害者のニーズを確認する。
- (3) 対応の第三歩としては、加害児童等への指導及び被害児童等と加害児童等との関係修復を図る。
- (4) 対応の第四歩としては、いじめがあった学級においては、いじめを見ていた児童等には自分の問題として捉えさせ、はやしたてるなど同調していた児童等に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (5) 対応にあたっては、「いじめ対策委員会」が中心となり、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図りながら推進する。

〈いじめ問題対応フロー図〉



6 重大事態への対処

(1) 調査を要する重大事態が生じた場合は、市教育委員会を通して 7 日以内に市長に報告し、福島市いじめ防止基本方針の「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

- 教育委員会に重大事態の発生を報告(※教育委員会から市長に報告)
 - A) 児童等の「生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - B) 児童等が「相当の期間学校を欠席をすることを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」(年間30日が目安)
 - C) 児童等や保護者から、「いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」
 - ・ 学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても調査にあたる。

(2) 教育委員会が調査主体を学校と判断し、学校が調査を行う場合は教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

① いじめ対策委員会を母体とした調査組織を設置する。

- いじめ対策委員会に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加える。
学校評議員、健全育成協議会委員、民生委員、PTA代表、警察関係者 等)
- 教育委員会のSCやSSWも外部人材として依頼できる。

② 学校の調査組織で、事実関係の調査を実施する。

- 調査での学校の基本姿勢、聴取事項、調査方法等について共通理解を図る。
- 原因の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積する。(5W1Hが有効)
- 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告する。
- 被害児童等及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供する。

③ 累積した記録をもとに、調査結果を取りまとめる。

- 聴取内容等からいかなる事実を認定できるかを検討し、書面としてまとめる。
- 調査報告書の記載内容については、福島市いじめ防止基本方針を参考にまとめる。
- 調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告する。
- 報告がある程度まとまったら、教育委員会に仮報告する。

④ 仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告する。

- 被害児童等及びその保護者に調査結果を報告する、被害児童等及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添えて教育委員会に提出する。

⑤ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

- 教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、調査資料を整理しておく。
- 調査結果を生かした、いじめ防止のための対策を講じる。

7 いじめ防止等のための年間計画

時期	活動内容	年間を通した活動
4月	<input type="checkbox"/> いじめ防止等のための組織づくり <input type="checkbox"/> 児童の実態把握 <input type="checkbox"/> 児童への啓蒙活動 <input type="checkbox"/> いじめ対策委員会1(年間計画確認)(PTA 本部役員) <input type="checkbox"/> 生徒指導協議会1(いじめ防止基本方針の共通理解) <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針の説明 (PTA 総会・学級懇談) <input type="checkbox"/> 生徒指導協議会2(特に配慮が必要な児童) <input type="checkbox"/> 「心の交流カード(アンケート)」の実施	<input type="checkbox"/> いじめを許さない学校づくり <input type="checkbox"/> 支持的風土のある学級経営 <input type="checkbox"/> 全職員による情報交換 <input type="checkbox"/> 「できる」「わかる」が実感できる 授業の充実 <input type="checkbox"/> 豊かな体験活動の充実 <input type="checkbox"/> 人権教育及び道徳教育の充実 <input type="checkbox"/> 特別活動の充実 <input type="checkbox"/> 相談体制の整備 <input type="checkbox"/> 学級朝の会、帰りの会、全校集会等での積極的な生徒指導 <input type="checkbox"/> 学校だより、学年だより等 <input type="checkbox"/> いじめ対策委員会(いじめ発生時)
5月	<input type="checkbox"/> 生徒指導協議会3(チャンス相談について)	
6月	<input type="checkbox"/> Q-Uテストの実施 <input type="checkbox"/> チャンス相談の実施 <input type="checkbox"/> 生徒指導協議会4(家庭訪問後の情報交換) <input type="checkbox"/> 「心の交流カード(アンケート)」の実施	
7月	<input type="checkbox"/> 生徒指導協議会5(1学期の生徒指導の反省)	
8月	<input type="checkbox"/> 生徒指導協議会6(夏休み後の情報収集・第2学期の初期指導・特別支援教育研修)	
9月	<input type="checkbox"/> 生徒指導協議会7(児童の実態についての共通理解) <input type="checkbox"/> 「心の交流カード(アンケート)」の実施	
10月	<input type="checkbox"/> 生徒指導協議会8(カウンセリング研修) <input type="checkbox"/> 「心の交流カード(アンケート)」の実施	
11月	<input type="checkbox"/> カウンセリング週間 <input type="checkbox"/> 生徒指導協議会9(カウンセリング研修の共通理解・冬季休業について)	
12月	<input type="checkbox"/> 保護者との個別懇談 <input type="checkbox"/> 生徒指導協議会10(3学期の初期指導について) <input type="checkbox"/> 「心の交流カード(アンケート)」の実施	
1月	<input type="checkbox"/> 生徒指導協議会11(冬休み中の情報収集) <input type="checkbox"/> 生徒指導研修会(情報モラル・ネットトラブル)	
2月	<input type="checkbox"/> 反省と改善策の検討(教育課程編成) <input type="checkbox"/> 生徒指導協議会12(特別な配慮が必要な児童の変容) <input type="checkbox"/> 「心の交流カード(アンケート)」の実施	
3月	<input type="checkbox"/> 生徒指導協議会13(学年末休業中について) <input type="checkbox"/> いじめ対策委員会2(年間の反省)(PTA 本部役員) <input type="checkbox"/> 進級・進学の際の引継ぎについて	

8 評価と改善

- (1) 学校評価の時期に合わせ、学校のいじめ防止の取組について評価を行う。評価方法は、教職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- (2) 評価結果と検証を踏まえ、学校いじめ防止基本方針の見直しと改善を図る。
- (3) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組を検証・評価し、保護者に公表する。
- (4) 年間でいじめの認知件数が零件の場合、その事実を児童・保護者に公表する。

9 いじめ防止対策記録保管規定

○ いじめに関する記録文書等の保存期間について(通知)(30教学第1148号)を受け、本校においてもいじめに関する記録文書等の保存期限を下記の通り定める。

○ 保存文書及び保存期間

	保存文書等 【職員室(書庫)】	保存期間
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期調査の記録 ① アンケート回答の原本(1次資料) ② 個人面談の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間 ※ただし、個別のいじめに事案に関するものは5年間
2	<ul style="list-style-type: none"> ① 定期のアンケートや個人面談の結果の記録(2次 資料) ② 学校いじめ対策組織等の議事録 ③ 「いじめに関する報告書」(市教委に提出した定 型様式) ④ いじめの通報・相談内容の記録(児童、保護者、地域住民等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間(次年度)
3	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別のいじめ事案の調査に係る資料(記録が必要であると校長が判断した事案) ※「学校いじめ防止基本方針」に記載されている調査や事前・事後の対応に関する記録等を収集する。 例:時系列での記録、定期及び臨時アンケートの回答原本(1次資料)、個人面接・聴取の記録、生徒指導個票、学校いじめ対策組織等の議事録、市教委に提出した報告書、教職員の手書きのメモ帳、学校いじめ防止基本方針(事案発生時)、等 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間(卒業後から)
4	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別の重大事態の調査に係る記録 (上記3①に加えて、調査組織の記録(学校主体の調査組織の場合)、再発防止対策等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・10年間(卒業後から)

【参 考】

- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月 文部科学省
- ・「不登校重大事態に係る調査の指針」平成28年3月 文部科学省初等中等教育局
- ・「福島市いじめ防止基本方針」令和5年8月改定 福島市教育委員会
- ・「福島市文書取扱規定」最終改正 平成30年3月30日

【附 則】 令和5年11月20日 改定施行